

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 27 年度 第 2 回 弘前市社会教育委員会議
開 催 年 月 日	平成 2 7 年 9 月 2 9 日 (火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後 2 時 0 0 分 から 午後 3 時 4 0 分まで
開 催 場 所	弘前市立中央公民館 岩木館 2 階 大研修室
議 長 等 の 氏 名	委員長 藤田 昇治
出 席 者	藤田 昇治 委員長・村元 千鶴子 副委員長 一 條 敦子 委員 三上 久志 委員 ・阿部 精一 委員 生島 美和 委員 ・藤田 秀文 委員 福島 成利 委員 ・佐藤 義光 委員
欠 席 者	三浦 テツ 委員
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	生涯学習課参事兼中央公民館長 庄司 輝昭 中央公民館岩木館長 伊藤 文彦 中央公民館相馬館長 神 弘樹 弘前図書館兼郷土文学館館長補佐 齋藤 弘之 博物館館長 長谷川 成一 文化財課主査 高木 一誠 生涯学習課長 鈴木 卓治 生涯学習課長補佐兼総務係長 佐藤 弘道 生涯学習課総括主幹兼生涯学習係長 三上 淳 生涯学習課生涯学習係主査 藤田 真徳
会 議 の 議 題	①図書館・博物館・郷土文学館・旧図書館・相馬ふれあい館の 指定管理について
会 議 結 果	・弘前市指定管理者選定等審議会の答申及び社会教育施設の概 要を説明した後、各委員からの質問や意見を伺った。

<p>会議資料の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・弘前市指定管理者候補者の募集等について（答申） ・施設概要（弘前図書館、郷土文学館、博物館、旧弘前市立図書館、相馬ふれあい館）
<p>会議内容</p> <p>（発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委員長挨拶 3. 会議 4. 閉会 <p>~~~~~</p> <p>次第3 会議</p> <p>（議長）</p> <p>平成27年度第2回弘前市社会教育委員会会議を開会します。</p> <p>弘前市社会教育委員会会議運営規則の第4条により会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ないとなっております。本日の出席は9名であり、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。</p> <p>会議録署名委員は、阿部委員と生島委員といたします。</p> <p>~~~~~</p> <p>案件① 図書館・博物館・郷土文学館・旧図書館・相馬ふれあい館の指定管理について</p> <p>【事務局より社会教育施設の概要を説明】</p> <p>（議長）</p> <p>説明が終わりました。ご意見を頂く前に事実関係確認したいことや、説明の中で聞きそびれた事とかないですか。今回、博物館は対象外となっております。</p> <p>（生島委員）</p> <p>指定管理者選定審議会の答申はどれくらいの縛りがあるのか、この会議で議論されたことは反映されるのかということをお聞きしたい。生涯学習課としてこの問題を重く受け止めていると言っているが、どういう形で重く受け止めているのかお聞きしたいです。</p> <p>（生涯学習課長）</p>

この答申内容の通りに指定管理者制度導入してくださいと言った場合に、必ずしも指定管理をしなければならないという訳ではないのですが、ただ市長から指定管理者制度導入につきまして、指定管理者選定審議会で諮問いたしまして、教育委員会全体として重く受け止めています。議会からも時期が重なり質問が若干ありまして、その時も重く受け止めて導入に向けて検討を進めていると答弁しました。今回の社会教育委員会議で結論を出していただきたい訳ではなく、どのようにしたら社会教育施設が良くなるか意見を伺いたいと思います。

(議長)

ほかに確認したいことはありますか。

(藤田委員)

弘前図書館につきまして、指定管理者制度導入の検討状況の項目で図書館協議会の意見がありますが、平成22年3月とあり平成21年度の意見になると思いますが、本年度までの間に図書館協議会の意見は無いのでしょうか。

(弘前図書館兼郷土文学館館長補佐)

平成22年度の意見書が出て以来、図書館協議会の会議の中で指定管理者制度導入は話題にはなりましたが、意見書としてでたのは平成22年が一番新しいものになります。

(議長)

他に確認がなければ、委員のみなさまの意見をお伺いしたいと思います。

(村元委員)

指定管理者制度導入は経済的なことだと思う。無駄を排するとか民間を導入するとかが教育委員会や図書館となじまない感覚がある。どうして指定管理者制度を導入しなければいけないのか素朴な疑問を感じる。指定管理者にしなければならないのか知りたい。

(生涯学習課長)

指定管理者制度導入が望ましいという答申になっているの

で、この答申に基づいて教育委員会としても進めております。

(村元委員)

どのようなメリットがあるのでしょうか。具体的には弘前図書館ですが、非常になじまないと思う。

(生涯学習課長)

答申には民間のノウハウ活用による市民サービスの向上とありますが、一概に現在の市職員の市民サービスが悪いということではありませんが、ノウハウ活用した際にサービスの向上、人件費や経費の節約につながるということです。

(三上委員)

相馬地域のロマンピアも第3セクターで、民間経営をすることで企業が努力する、働いている人も努力することで経費の節減につながる。そういったことで御所温泉やふれあい館でもそのような考えできていると思います。

(議長)

図書館とか郷土文学館とか個別性がある。社会教育施設一般ではない。個別に具体的に考えなければならない。

(生涯学習課長)

図書館に関しては専門性が求められる業務があり、全部を指定管理者にするのではなくて、指定管理者制度導入が効果的なものになるために一部を指定管理者にしてはどうかという案があります。

(議長)

図書館の場合ですと、藩政期時代からの資料を扱っている2階で運営している部分は指定管理者にするのではなくて、1階フロアは図書の選定や学習相談などの専門的な業務も委託するという説明だったと思いますが、それは間違いありませんよね。

(弘前図書館兼郷土文学館館長補佐)

今のところ2階の調査室カウンター、古文書関係の業務はしない方向性です。

(議長)

図書館一般の本の専門性である図書の選定や学習相談も委託する範囲に入っているということですよ。

(弘前図書館兼郷土文学館館長補佐)

専門業務を除いて、そうです。

(藤田委員)

専門性を除くということに関してお聞きしたい。職員の配置が13名、再任用職員1名のうち司書又は司書補の有資格者は何名勤務されていますか。

(弘前図書館兼郷土文学館館長補佐)

弘前図書館は正職員、嘱託職員あわせて3名勤務しています。岩木図書館に1名勤務しています。

(一條委員)

弘前図書館について、2階の古文書関係は専門職を残して、1階は指定管理者制度導入の方向で動いているということですが、インターネットニュースの中で、導入当初は話題提供にはなったが、活用されているかといわれるとそうでもない。関東地方の司書が、夏休み明けにどうしても学校に行きたくなければ図書館に来てくださいという呼びかけをするということがありました。導入したからインターネットで呼びかけができないかといえば、そうではないし、個人の能力や気遣いによるものだと思いますが、それが営利を目的とした団体に任せた時に、このような発信がでてきやすくなるのかと疑問が残ります。私にとっても2階の専門職は指定管理者制度をしてはいけないと思っていますが、図書館が子どもだけではなく大人の学習の場として維持していくのであれば、窓口の対応も民間に営利や経費削減の目的だけで指定管理に出してしまうよりは、公務員としての意地とプライドをもって相手に接する施設であって欲しいと思う。図書館は指定管理者制度導入には望ましくないと思います。

郷土文学館もどんどん企画を出していけるような場になってほしいと思います。人を削減して外部に受注というのは公的な

社会教育施設としてあまり望ましくないと思います。もし、どうしても指定管理者制度導入するということのであれば、どのくらい安くなるのかというきちんとした対比を出してほしい。多少なのであれば、市の他の部分で削減してほしいと言いたくなるかもしれません。

(弘前図書館兼郷土文学館館長補佐)

指定管理者制度導入する作業に1年くらい時間がかかり、非常にボリュームのある作業になりますが、指定管理者制度導入する事業者には、こちらから希望する部分の1つとして司書の数を潤沢にすることを条件付けていくことを考えています。本の購入費ですが、本を選ぶ選書作業を進める、予算金額に合わせて購入するよとといった縛りを打ち出していき、仕様書がどのようなスタイルで可能なのか調整していきたいと思います。弘前図書館は1階が一般書物、2階に調査室と分かれているので、指定管理者制度導入後に連携がスムーズにいくのか、指定管理事業者を募集するにあたっての意思の疎通なりを行政と事業所で大事なポイントとして詰めていきたいと思っています。来館者にしてみると一般書物を調べつつ郷土関係の資料を合わせて調べたりした場合に1階と2階は別々だからといったことのないように検討しないといけないと思っています。

(一條委員)

教育に関わるお金が狭められているように感じる。一般市民としてこれぐらいの経費で買えるということが、市の全体枠で決められているが、そうではなく市が教育費として担保する、他の事業をセーブしてでも教育は守るという姿勢になって欲しいので指定管理者制度導入に賛成できない。指定管理者制度も何年か後に点検があると思いますが、学習の自由度を一回閉じてしまうと、また開くのは大変ですので、ぜひ賢明な慎重な判断をしていただきたい。弘前市が今まで培ってきた歴史と学問をきちんと継承していただきたいと一市民として思っています。

(福島委員)

指定管理者制度ですが現在、学習センターなどで導入されていますが使用するにあたって制限があることがあるのですが、図書館や博物館が指定管理者制度導入した際に制限がかかってくると思う。そのようなときに市民の意見はどうなるのか。民間委託した業者に全てを任せてしまうのか。

(議長)

利用上の市民の意見、そもそも弘前の社会教育をどうするかというような幅広く考えられますが。

(生涯学習課長)

現在、弘前で指定管理者制度を導入している施設に関しては利用者からのアンケートを指定管理者が取りまとめして市に報告する形をとっております。改善できるところは改善しています。

(福島委員)

市民から意見が上がった際に市から要望や指示があるのでしょうか。

(生涯学習課長)

話し合いで可能な限り要望を聞いています。

(福島委員)

主体となるのは指定管理者の経営方針の範囲内で行われるのか。

(生涯学習課長)

そうですね。

(村元委員)

一度、指定管理者制度を導入すると廃止するのは難しいと聞きますが、何年に1度見直すのか、指定管理者の管理は誰がするのか。

(議長)

とりあえず3年とか5年とか年限は検討されていますか。

(生涯学習課長)

基本は5年間で指定管理していましたが、資料の諮問案件1には既に指定管理者制度を導入している施設なのですが、これについても諮問して候補者の選定、指定の期間、選定基準を設けています。

(生島委員)

今までのお話を伺っていても図書館に指定管理者制度を導入することは既定路線のような感じですが、私は一條委員と一緒に弘前図書館に指定管理者制度を導入することはなじまないと思っています。施設をどうするかではなく、図書館が弘前市の教育、戦略の中でどのように位置付けるのかを考えないといけない。図書館があるということは市のなかで図書を読んだり触れたりする文化を作っていく、その文化の発信地として図書館を作っていくか、だから弘前市は文化かおる街だという、これからその文化を作っていく人を育てていく拠点が民間に委ねられるということは、ずれた話だと思います。市の教育の図書館という拠点として学校図書館の支援をしていかなければならないのではないかと議論も出てきています。東奥日報の一面にも載りましたが、学校司書の配置率が一方では100%なのに青森県では断トツの0%。これは青森県としての意向ではなくて弘前市がどう配置していくか、予算をどのように作っていくかという問題。子どもの笑顔あふれる街という市の政策を出しているなかで、地域の中で子どもを支える、その支える大人を作ることを考えた時に図書館がどのように学校とも連携しながらやっていく戦略を作っていくことが必要なのではないか。行政間の連携を図書館がしていくことで住民サービスを作っていくのではないか。それが民間委託になると、教育政策の中では大きな右腕を失うことになると思っています。郷土文学館に関しても、図書館から郷土文学館に行く導線が作られることを検討したうえで、指定管理者制度を導入するかしないかを検討しないといけないと思います。

(佐藤委員)

社会教育施設は非常に大きな役割。同じ社会教育でもスポーツや交流センターの場合と文化的な社会教育施設の場合、運営上差異があると感じます。本日の話し合いにある施設は職員自体を研究・研修して、あるものを代々伝えていく、あるいは市民に公開していく立場にある社会施設が多いと思います。現在のレベル以上の集団・組織が育ってきてそこに指定管理者制度を導入することは、経済効果の意味であると思いますが、これらの教育性をもった社会施設の場合は必要であれば一部委託しながら、組織・NPOを育て上げていき同レベルになった段階で指定管理者制度を導入することが、教育的施設には妥当なのではないか。前年度と同じであれば低下でしかない。前年度の1・2倍の企画・運営を行うという意識改革。これは評価制度ができた所以であり評価制度は組織の人材を育成する。行政の方々は指定管理者制度を導入することは自分たちの存在意義を否定され、危機管理をもつ。さらに企画・PRを発信して市民の利用増加を図ることが必要だと思います。

(藤田委員)

先ほどの生島委員の学都弘前としての教育をどう考えるのかという発言に同感しておりまして、最初から図書館に関しての質問をしているのですが、図書館を中心とした弘前の教育理念・ビジョンをどうもっていくのか、当初からの議論が広く行われないと後でしまったということでは既に遅いのではないかと。校長会を代表して一つ申し上げますと、貸出し者約12万4千人に含まれない数だと思いますが、小学校ではある学年になりますと、図書館の利用指導で弘前市立図書館に来て蔵書の扱い方やマナー、移動図書館はと笛号、蔵書の電動書庫を見て子どもたちは感動する。それから図書館のおじさんはなぜエプロンをしているのとの質問に、自分の服が汚れるのを防ぐためではなく、本を傷つけないためと説明される方がいました。ある意味教育の根幹部分を成すキャリア教育で、将来私はこういうお兄さんになりたいと思ってくれる子どもが一人でもいれば

大変素晴らしいと思う。教育の根幹と関わっている大変重要な施設と思い感謝しています。弘前の教育の一環として弘前図書館の存在価値を大きなところから理念やビジョンとしてとらえて欲しいと思います。

(阿部委員)

小学校の図書館は学校の先生が図書業務しているだけで、司書の役割は果たしていないと聞きました。全ての小学校がそうではないと思いますが、学校図書が始まりで本に興味を持つと思います。公共の施設である弘前図書館の司書は重大な役割を背負っているので、ぜひその部分を充実させたいと思います。弘前の教育の根源であると思いますが、一人ひとりが心で感じたりするものであって、実際に図書館に来る人は市民や個人なので、楽しさがあつたり感動があつたりおもしろさがあれば図書館ほど素晴らしい所はない。たとえば一冊の本を手に取り、市の方に色々話を聞いて読んで感動する、それこそ学ぶ楽しさを知ることにつながる場だと思いますが、その部分がしっかりとできるような施設になればいいと、そのためには専門性の高い民間やNPOが指定管理業者になったときに、楽しい場、入りやすい場になるのであれば、それもまた一つの手かなと思います。一概に指定管理者制度導入がだめということではないと感じます。

(議長)

全体で採決をすとかではないので、各委員のご意見を参考にさせていただければと思います。図書館と郷土文学館は条件が違ふと思います。初めに方向性ありきではなくて、踏みとどまって議論して検討していただきたい。北海道北広島市図書館は全国的にも話題で、司書は嘱託職員が多い。図書館の利用はもちろん、ボランティア活動も多く読み聞かせや図書の返却などしている。ボランティア交流も意識的に行っていて注目されていたが、現在指定管理者制度導入しサービス向上した面もあるが、住民の学習活動などにはマイナスの評価があるような気が

します。指定管理者制度導入後、うまくいっているところだけでなく、まずいところの例も出てきているので、そういったことも踏まえて検討を進めていただけたらと思います。

(生島委員)

文化財になっている旧弘前市立図書館について、指定管理者制度を導入して受け皿になる団体・組織が作られているかが問題。施設の管理運営だけではなく、文化財を理解する風土・人を育てていくことが、社会教育事業全体の課題をより強くしていく必要があると思います。ただ旧弘前市立図書館の建物自体が維持・存続できたのは官民共同で支えてきた背景がある。民間で作られたものを市に払い下げられ、市で維持してきたものを民間に払い下げられ、民間に払い下げたものをまた市で使われている歴史的背景を追ったところで、次のステップに行く意味付けがされていくと、経費削減だけではない施設運営の在り方が出せるのではないかと感じました。

(議長)

弘前図書館を委託するとき、どれくらいの経費で委託するのか。

(弘前図書館兼郷土文学館館長補佐)

検討中です。職員の人員等検討しなければならない。

(議長)

あえて問題提起すると、今は非常勤嘱託職員の方が年休や福利厚生、賞与や給与が上がるのかといった労働条件全体を考えたときに、民間委託すると職員の人数は同じだけど、切り下げられる、休みを取りにくくなるといった労働条件の中身まで考える。経費削減となると人件費削減が一番先にくる。その結果働く人にとっても働きにくく、利用する市民にも悪い影響がでるのではないか。数字には出ないところなので検討していただきたい。

~~~~~

**(議長)**

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | <p>それでは、(4) その他について事務局からお願いします。</p> <p><b>(生涯学習課長)</b></p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。6月に教育委員と社会教育委員の第1回懇談会を開催しました。次は年明けに第2回を開催したいと思います。</p> <p><b>【以下、次回の開催内容の確認】</b></p> <p><b>(議長)</b></p> <p>本日の会議はこれで終了いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p><b>(司会)</b></p> <p>これもちまして平成27年度第2回弘前市社会教育委員会会議を閉会いたします。本日は大変お疲れ様でした。</p> |
| <p>その他必要事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議は公開</li> <li>・ 傍聴者なし</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                   |